［略］	号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項
［略］	第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用す

別表第五（第十条関係）

資産の流動化に関する法律

［同上］	号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項（第一号に係る部分に限り、第二百五十条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）、第六十五条第二項及び第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百七十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第九十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百五条第四項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十五条において準用する同法第六百八十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百二十九条第一項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二百条第三項（第三号に係る部分に限る。）、第二百六十四条第五項、第二百七十五条第五項及び第二百七十九条第三項において準用する同法第四百四十二条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項並びに第二百八十三条第三項
［同上］	第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第十八条第二項において準用する同法第三十三条第六項、第三十六条第五項において準用する同法第二百七条第六項、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）、第五十八条第二項において準用す

別表第五（第十条関係）

資産の流動化に関する法律